





## 第 2 章

寄稿文

# 「子どもの権利条約」 に対する考え方

「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちのケア、処遇、保護に対する基準を定めている。それらの基準をどう解釈し、守るべき権利を実現するために必要とされる対策をどのように適用するかは、ステークホルダー（関係者）の行動に依存している。つまり、親、家族とコミュニティ、市民社会、メディア、政府及び国際機関、民間部門、唱導者及び活動家、個人及び各種機関、子ども・青年・若者などを含む、すべてのステークホルダーの行動に依存しているのである。

「子どもの権利条約」の意義及び価値に対するこうしたステークホルダー（関係者）の考え方は、それぞれの国、コミュニティ、社会、家庭、組織においてその条項をどのように適用するかの、行動の基礎となる。「子どもの権利条約」の唱導者には、「いつ、どこでも、すべての子どもたちの権利を実現する」という共通目標があるが、そうした人々の持つ多種多様な経験、専門技能、環境は、アドボカシー、政策、及び実践の面で、さまざまなアイデアや革新をもたらしてくれる。

「子どもの権利条約」採択20周年を記念して、今年の『世界子供白書』ではさまざまなステークホルダー（関係者）グループの代表者に寄稿を依頼し、「自分たちにとって『子どもの権利条約』はどのような意味があるのか」、そして「21世紀に『子どもの権利条約』が直面しそうな重大問題は何か」に関して、短くまとめてもらった。ここに紹介する寄稿文は、2009年半ばに本白書を発表する時点で受領していたものの中から厳選したものであり、ユニセフのウェブサイト[www.unicef.org/rightsite](http://www.unicef.org/rightsite)でその全編を閲覧することができる。

© UNICEF/NYHQ22005-1403/Christine Nesbitt



**オム・プラカシュ・グルジャール (Om Prakash Gurjar)**氏は、インド、ラジャスタン州アルワル地区のドワラプール村で、債務労働者の家庭に生まれた。長年にわたり、同氏は債務労働者として、地主の所有する農場で労働を強いられた。2002年に非政府組織(NGO)「バチパン・バッチャオ・アンドラン」の支援を受けて債務労働から解放されたのち、「バル・アシュラム(子どものためのリハビリテーション施設)」で教育と研修を受けた。自分の村の大勢の子どもたちを債務労働から解放する手助けをし、子どもたちの就学を支援している。同氏は子どもの権利のための比類なき闘士として頭角を現し、2006年には国際子ども平和賞を受賞した。現在は、バチパン・バッチャオ・アンドランの若き活動家であると同時に、11年生の学生でもある。

## 私のアイデンティティ、私の権利：児童労働者から子どもの権利活動家へ

執筆者：オム・プラカシュ・グルジャール

**私**が生まれ育ったインドの村には、子どもの権利という概念は存在しない。私たちの親は、義務と決意のもと、重労働に耐えて私たちを育てている。お金を貯めることができるならば、子どもたちは学校に通うことができる。そう信じてのことだ。しかしほとんどの場合、子どもたちには、親と一緒に農作業に従事し、牛の世話をする以外に選択肢はない。

男の子が生まれると、祖母が家の玄関に立って「ターリー」という金属製の平皿を嬉しそうに打ち鳴らし、男児が生まれたことを知らせる。逆に女の子が生まれると、必ず家族の中の女性たちが、家の入り口で陶製の水差しを割る。家族の中の誰かが亡くなったときにも行われるこの行為は、隣人や村人たちに対して、生まれた子どもが女の子だったことの悲しみを表明しているのである。男子と女子の違い、そして家庭や社会での男女の価値には、生まれたときから歴然とした差が存在している。

私の父親は、かつて地主から借金をし、地主はその見返りとして、私の父親と家族に債務労働者として仕えるよう強要した。私は5歳のとき、なぜ自分が労働者として働かされなければならないのかをまだ理解できないうちから、地主の農場で懸命に働きだした。私は、自分がどうして動物や作物を相手に働き、ほかの子どもたちのように学校に行けないのか不思議に思っていた。それから3年後、村々を回るバチパン・バッチャオ・アンドラン(子ども時代を救え運動)の活動家の一団が村にやってきた。教育について、そして子どもの債務労働に反対する自分たちの活動を知らせるために村々を回っていた彼らは、私やその他の債務労働者と出会った。彼らの話を聞いて、私は自分の子ども時代が無駄に過ぎていること、そしてそうした子どもたちを救おうとしている人々がいることに初めて気づいた。

私たちの状況を知ると、活動家たちは債務労働や児童債務労働から私たちを解放しようと、熱心に取り組んでくれた。しかし、これは難しいことであった。地主も親たちも、子どもに権利があるという考えや、児童労働に問題があるという考えを受け入れる準備ができていなかったためである。私の両親は、初めの頃はいかなる議論も避けていた。しかし多大な努力の末、バチパン・バッチャオ・アンドランの活動家たちは私の両親を説得し、私を債務労働から解放させるよう地主に要求させるようにし、同時に、彼ら自身も地主に対して私を労働から解放するよう圧力を加えた。彼らの献身的な努力により、ようやく私は解放されることとなった。

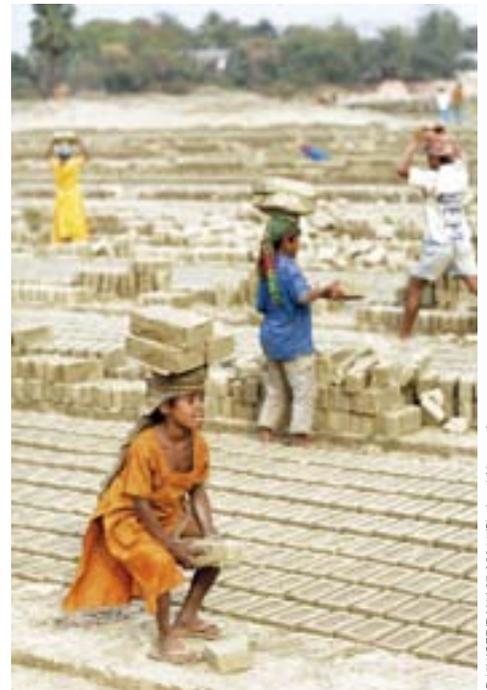
債務労働から解放されてから、私は解放された元債務労働者の教育と訓練に専心するバル・アシュラムという、ラジャスタン州にある子どものためのリハビリテーション施設に行った。バル・アシュラムに到着した瞬間、私は「子どもの権利」がどのようなものを理解した。この場所が、子どもたちの声を聞いてもらえて、その意見が考慮され、そうした意見を考慮した上で決定が下される場所であることに気づいたのである。子どもたちのパンチャヤット(集会)が設けられていて、マネージャーやインストラクターとのミーティングでも生徒たちの関心事や懸念が代弁されるようになっていた。次第に私は、バル・アシュラムの先生やほかの生徒たちを通じて、社会には私たちのような子どもたちの成長を助け、保護する法律があることを理解するようになった。そしてそうした法律は、インドだけでなく全世界で適用されていることを私は学んだ。そうした法律を通じて、子どもたちの権利は明確に謳われており、「子どもの権利条約」やほかの子どもたちの権利に関する法律文書が設けている基準を履行することは、すべての人々の共同責任なのである。

## インドでは、子どもの権利を実現するチャンスを手に入れようとするだけでも、まずは法律によって存在を認められなければならない。つまり、子どもたち自身のアイデンティティというのが、子どもの権利を実現するための最も重要な要因だということである。

バル・アシュラムで教育と研修を受けている間に、私は自ら率先して、学校やその周辺で子どもの権利について話した。債務労働から解放されてからは、熱心に教育を受けるとともに、私のような子どもたちが直面している課題に対する認識を広めることにも心血を注いだ。私が通っていた地元の公立学校は、100ルピーの学費を支払わなければならなかった。しかし私は、公立学校というのは本来無料であるべきものだと何をかで読んだことがあった。そこで私は、この問題を地元の判事に提起して適切な措置を求めた。私の申し立ては、私の住むラジャスタン州の高等裁判所であるジャイプル裁判所に提出された。裁判所は、学校側には、生徒の親たちから徴収した学費を返金する義務があるという判決を下した。私の訴訟はラジャスタン州人権委員会で取り上げられ、現在ラジャスタン州では、学校が生徒の親たちから学費を徴収することは禁止されている。最近私は、バチパン・バッチャオ・アンドランの活動家たちとともに、ザリ（金の撚り糸という意味）工場から債務労働を強いられている子どもたちを解放しようとしたとき、解放された子どもたちに対する政府役人の振る舞いの無神経さを目の当たりにした。そして私が「子どもの権利条約」にあるルールに従うよう要求すると、彼らはそのようなルールがあることさえ知らないようであった。

インドでは、子どもの権利を実現するチャンスを手に入れようとするだけでも、まずは法律によって存在を認められなければならない。つまり、子どもたち自身のアイデンティティというのが、子どもの権利を実現するための最も重要な要因だということである。このことを知っていた私は、ダウサ及びアルワル地区から来た子どもたちに、自分たちの権利を主張するよう促し、また出生登録の推進運動を行っているときには、500人の子どもたちが正式に出生登録をする手伝いをした。出生登録を行うことにより、現在と将来にわたって子どもたちの権利が保障されるのである。

「子どもの権利条約」の採択から20年経った今も、インドでは一般の人々の間においても、さらには子どもの権利のために活動している多数の政府機関においてさえも、いまだ子どもの権利に対する認識はほとんどない。インド政府は、子どもの権利保護委員会を設置して、子どもの権利を守るためのイニシアティブを推進しているが、その効果はまだ十分に感じられない。世界各地で子どもの権利のために活動している活動家たちの取り組みを通じて、「子どもの権利条約」の締約国の政府に対して、政府としての子どもへの義務を果たすよう圧力を加えなければならないと私は考えている。この問題に対する意識を高めるとともに、子どもの権利を積極的に履行する責任を国に負わせなければならないのである。



© UNICEF/ISANA07-00011/Shehzad Noorani

バングラデシュのダッカの外れにあるジョイプールで、成形されたばかりのレンガを運ぶ8歳の少女。



## 持続可能な財政政策： チリの若者たちへの投資

執筆者：アンドレス・ベラスコ

**アンドレス・ベラスコ (Andrés Velasco)** 氏は、2006年にチリの財務大臣に任命された。同氏はエール大学で経済学の学士号を、またコロンビア大学で経済学の博士号を取得。数々の教授職をこなし、博士号取得後も特別研究員を歴任、開発経済学の第一人者である。チリ政府でいくつかの要職を歴任する一方で、世界銀行、米州開発銀行、国際通貨基金 (IMF)、及び中米諸国のいくつかの政府に対するコンサルタントも務めている。ベラスコ博士には、政治的所属はない。

1990年に、「民主主義のための政党盟約〈コンセルタシオン・デモクラシア=与党連合〉」による初政権は、「子どもの権利条約」が呼びかけている権利の実現の責任を引き受けた。それ以来、チリの各政権は、このコミットメントを果たすための対策を講じてきている。とりわけバチェレ大統領の政権時代に、子どもの権利の分野において重要な前進が成し遂げられており、子どもたちの発達に重点を置き、持続可能な財政政策と長期ビジョンに支えられた、新たな社会制度がいくつか導入された。

チリの子どもたちに対する投資は、社会的、経済的に正当化できるものであり、早ければ早いほど、その効果は大きくなるはずである。数々の調査により、就学前教育には長期にわたるプラス効果があることを示すエビデンス（証拠）が集められており、子ども時代の最初の数年間に得られるスキルが、その後の人生にとって極めて重要であることが立証されている。これらの調査では、質の高い就学前教育を受けた子どもたちは、その後の人生において優れた学業成績を収めることができ、より高度な教育機関に就学する可能性が高く、将来の収入が高くなるとともに、犯罪行為に走る確率が低くなることが実証されている。

幼児向けの政策、中でもとりわけ就学前教育への参加率を高めることを目的としたものは、子どもたちが育った環境の違いを是正し、公平性と機会の平等を促進してくれる。さらに、そうした政策は、先進国と比べて——改善は見られるものの——どうしても遅れがちになっているチリでの女性の就労率（労働市場への参入）を短期的に促進する強力な手段にもなる。国内の最も貧しい地区では、世帯主の30%以上が女性であり、それらの人々は無料の子どもケア・サービスをより強く必要としている。公的な就学前教育や無料の子どもケア・サービスの提供は、そうした女性たちの就労の機会を容易にすることによって母親たちに恩恵をもたらすだけでなく、世帯の所得増加で、貧困から抜け出せる可能性が高くなるという意味で、子どもたちにも恩恵をもたらす。

2006年の最初の数カ月に、バチェレ大統領は、さまざまな分野の専門家で構成される大統領諮問委員会を開催し、子ども向けの政策刷新のための提案を策定した。そのほとんどは、機会の平等を向上させるため、権利保護を基礎にしたシステムの立ち上げを伴ったが、翌年以降に公的資金を使って政府により実行された。

この政策刷新との関連で、2007年に総合子ども保護システム (Chile Crece Contigo) が創設された。このシステムには、子どもたちを支援ネットワークの中に取り込み、その成長と発達をモニタリング（監視）する、分野横断的な対策が含まれている。Chile Crece Contigoの重要なプログラムのひとつは、「生物心理社会的」開発プログラムで、子どもが胎内にいるときから4歳児までをカバーするものである。これは子どもたちを刺激し、発達の遅れを回避させるようなイニシアティブと健康チェックを組み合わせたものである。このプログラムは対象範囲が次第に拡大されて、より幅広い年齢層及び地域の子どもたちまでカバーするようになっており、その結果、今年だけで100万人を超える子どもたちがプログラムに参加している。さらに、社会政策の面で子どもの権利を中心としたアプローチを採用することにより、政府は低所得世帯に対する子どもひとりひとりについて自動補助金制度を確立して、140万人近くの人々を支援している。現在チリ議会は、Chile Crece Contigoを制度化して将来の資金を保証する法案を検討中である。

子どもたちの発達と母親たちの就労にとって就学前教育が重要であることに鑑みて、チリ政府は就学前教育（幼稚園や保育園）を拡充する歴史的な計画を表明した。現政権

## チリの子どもたちに対する投資は、社会的、経済的に正当化できるものであり、早ければ早いほど、その効果は大きくなるはずである。

下の4年の間に、政府は無料の子どもケア・センターを毎年900室ずつ新設し、5倍に増やす予定である。今年は総人口のうちの最も貧しい40%の家庭の0~2歳の子どもたち合計8万5,000人に、就学前教育の場を提供した。これにより、就学前教育の普及率が3%から17%に増加したことになる。

現政権下において、幼稚園に入る前の教育は政府の学校バウチャー（あるいは教育バウチャー）制度に統合され、それにより、教育がすべての子どもたちに保障されることとなった。今日では、こうした学校バウチャーはおよそ12万人の子どもたちに恩恵をもたらしており、子どもたちには学校教育と給食が提供されている。また、幼稚園入園前の子ども及び幼稚園児の授業日を延長したい旨、助成金を受けている学校からの申し出があれば、資金が提供された。

最後に、2008年に、初等教育に就学する最も弱い立場にある子どもたちを対象にした、特別な学校バウチャーが導入された。この学校バウチャーにより、最も厳しい状況の子どもたちに対する資源が確保されただけでなく、子どもたちが受ける教育の質を向上させるためのインセンティブも導入された。これにより、「差別のない処遇」の理念が改めて明言され、個々人の社会経済的状態によらず子どもたちへの平等な機会の提供が確実に実現することになる。この特別な学校バウチャー計画により、毎年75万人の児童たちに恩恵がもたらされることになる。

これらの対策はいずれも、2つの基本的要因の組み合わせがなければ不可能であった。つまり、「子どもの保護政策に然るべき優先度を与えるという大統領の意思」と、「経済に影響を及ぼしている外的ショックにかかわらず実施のために必要な資源を保障する、本格的なマクロ経済政策」である。チリで適用されている財政黒字ルール的重要な利点は、支出が収入という変動しやすい要素と結びついていないことであり、それによって現在の経済危機という状況において、国は好況期に蓄えた資源を利用することができるのである。これによって私たちは、バチェレ政権の確約事項であり、また「子どもの権利条約」の中心にもなっている社会保護システムの継続性を確保することができるのである。



© UNICEF/NYHQ2008-0288/Markisz

ジャマイカのキングストン及びセント・アンドリュース行政区にあるデンハム・タウン初等学校で、色とりどりのプラスチック・ブロックで遊ぶ少女。



## 路上での生活：何百万人という子どもたちが、いまだケアも保護も受けられずに路上で生活している

執筆者：ハンナ・ポラック

アカデミー賞にもノミネートされた映画監督のハンナ・ポラック (Hanna Polak) 氏は、ロシア連邦映画大学を卒業した。自らの映画制作との関連で、同氏はロシア国内で慈善活動に参加しており、全世界の恵まれない子どもたちを支援するために「アクティブ・チャイルド・エイド」を創設し、のちにこれと協働している。

子どもたちの権利、保護、幸福な生活のために奮闘することは、必要不可欠なことである。その奮闘が成果を挙げることができずに終わったとき、すなわちホームレスの子ども（家庭がなく、路上などで生活している子どものこと）が路上で命を落としたようなときには、私たちは必ず、この上なく悲しい運命から子どもたちを守るために、国、議員、コミュニティ、及び各個人がどれだけのことをしているのだろうかと問い正さなければならない。

虐待を受けている子どもたちやホームレスの子どもたちのために活動している人々、そして子どもたち自身にとって、「子どもの権利条約」のビジョンははるか彼方にあるものように思える。「路上生活」の子どもたちは通常、「子どもの権利条約」の中で謳われているほぼすべての権利を剥奪されている。暴力や放置が横行する家や児童養護施設から逃げ出した子どもたちは、引き続き過酷な現実を体験していくことになる。多くは児童労働を余儀なくされ、またほぼ全員が性的搾取の被害者となる。

こうした子どもたちはしばしば、ケアや保護を託されているまさにその当人や当局から激しい虐待を受ける。子どもたちは治療を要するほどのさまざまな苦痛に苦しめられ、その多くは入院を必要とするほどひどい。飢えと寂しさを抑えるために、彼らは「シンナー」を吸い、やがて中毒性幻覚剤にはまっていく。そうした子どもたちの目に映るのは、残虐な行為や搾取だけである。そして長期的で、持続的な思いやりのある人間関係の代わりに構築されるのは、同じホームレスの子どもたちやペットとの短期的関係である。毎日が生存をかけた闘いであるこうした過酷な環境の中では、ホームレスの子どもたちは決まって罪を犯し、多くは最後に刑務所に行き着くことになる。彼らは何度も死の局面に遭遇する。同じ路上生活の友人が死んでいくのを目の当たりにすることもあれば、彼ら自身、残忍に殺害される場合もあり、また薬物中毒や病気で命を落とす場合もある。

ホームレスの子どもたちは、過酷な状況の中で生活している。彼らは階段やゴミ箱、地下トンネルで眠る。冬には街の暖房用に敷かれた温水パイプから必要な暖をとる。彼らはゴミ箱やゴミ捨て場で食料をあさる。彼らはまだ子どもであるにもかかわらず、社会の片隅でおとなの生活を送ることを強えられる。先の見えない生活にもかかわらず、彼らは歌い、踊り、夢を見るのだ。

こうした子どもたちが経験している驚愕的な状況には、緊急の対応が必要である。「子どもの権利条約」に基づく彼らの権利を実現し、彼らが路上生活やゴミあさりをしなくて済むようにすることが、私たちの義務である。これは何も全く対策が講じられないということではなく、十分な対策が、あらゆるレベルで講じられてはいないということである。各国政府は自らの責務を全うして、虐待を受けている子どもたち、親に捨てられた子どもたち、ホームレスの子どもたちを支援するために、さらに多くの対策を講じなければならない。コミュニティも、子どもたちのケアの面で役割の一端を担うべきである。また各個人の行動も、社会変革の強力な促進剤となりうるだろう。

私たちは、子どもの貧困やホームレスの問題に対する意識を高めることができる。私たちは、状況を改善するための資源と機会を持っている政治家や関係当局にメッセージを伝えることにより、世論に影響を及ぼすことができる。また私たちは、世論に影響を与えて事態の改善に拍車をかけるための強大な力を持つメディアの関心を引きつけることもできる。小さな努力を通じて、私たちは変革の大きな支持者になることができるのである。

## 小さな努力でも、最大の勝利——つまり、こうした素晴らしい子どもたちの中のひとりの命を救うという勝利——を勝ち取ることができる。彼らが求めているもの、それは世界各国が「子どもの権利条約」の中で認めている本当の意味での「子どもでいられること」である。

その一例は、近年メディアのメンバーがホームレスの若者たちの問題を検証し始めているモスクワに見ることができる。メディアの取り組みがきっかけとなり、当時の大統領で現首相のウラジーミル・プーチン氏は、ホームレスの子どもたちの問題に取り組み始めた。政策が策定され、その結果、モスクワ地区に新たな児童養護施設が建設されるとともに、子どもたちの路上生活を防ぐためのプログラムが拡大されたのである。

社会の大多数の人々や政治家が、子どもの権利に関する規約の必要性に賛同し、人間は誰も同じ価値を有し、尊厳を持って処遇されるべきであるということに賛同している場合でも、子どもの人権を普遍的に履行することは難しい。所得、生活状況、必須サービスへのアクセスといった面での格差や、ほかの社会集団との争いが原因で、大勢の子どもたちが、生存・発達、保護、参加に対する基本的権利を剥奪されている場合がしばしばある。だからこそ、子どもの権利の完全な実現という基本的責務に関する意識を向上させる取り組みを、継続的に行っていかなければならないのである。

すべての政府首脳が、それぞれの国に適した法律で裏付けられた、必須かつ不変の人権を履行する責任を負っていると私は考えている。発展した社会であるかどうかは、弱い立場にある集団（子どもたち、高齢者、障害のある人々など）が、尊厳を持って処遇されているかどうかを見れば分かる。中部・東部ヨーロッパ及び独立国家共同体（CIS）の過度期にある国々は、一部の人口集団が抑圧され、平等な機会が否定されているために、困難な立場の人たちの人権にからみ、独特の課題に直面している。さらにそれらの国々では、これまで一般的な社会問題に対する解決策が、もっぱら国の運営する機関や組織の手に委ねられていたために、非政府部門の活動はまだ始まったばかりである。これは時間が経過して、各個人や非政府組織（NGO）がそれぞれの社会の中でより積極的に活動するようになって、初めて変わってくるものである。

私が2005年に制作したドキュメンタリー映画の『ザ・チルドレン・オブ・レニングラドスキー（The Children of Leningradsky）』は、ロシアのホームレスの子どもたちの実状を描写したものである。この企画は、放置された子どもたちの状況を、さまざまな角度から検証してみたいという考えから持ち上がった。このドキュメンタリー映画は、社会から置き去りにされ、誰からも保護されず、その権利を否定された子どもたちの悲劇的な運命を描き出している。この映画が制作された当時、ロシア当局の推定では、およそ3万人のホームレスの子どもたちが、モスクワの路上や鉄道の駅で生活していた。

このドキュメンタリー映画は、こうした子どもたちの助けを求める叫びとなり、その声が社会に届けられた。全世界及びロシアでは、メディアの報道や上映、大学での講義、パネル・ディスカッション、及びそのほかの大規模なイベントによって、ホームレスの若者たちに関する意識が向上している。私の映画やそのほかの同様の映画は、子どもの権利に関する議論に目に見える貢献をしていると同時に、社会から放置されたホームレスの子どもたちの悲惨な現状を世界中の人々に知らせている。

小さな努力でも、最大の勝利——つまり、こうした素晴らしい子どもたちの中のひとりの命を救うという勝利——を勝ち取ることができる。彼らが求めているもの、それは「子どもでいられること」だけ。誰もが子ども時代に享受すべき、そして世界各国が「子どもの権利条約」の中で認めている、楽しみ、自由、そして安全を保障された、本当の意味での子どもでいられることを求めているだけなのである。



© UNICEF/HQ04-0986/Giacomo Pirozzi

グルジアのトビリシにある、路上で生活あるいは働いている子どもたちのためのシェルター「スズメ」の寝室で、話したり本を読んだりしている12歳と15歳の少女。



**マージョリー・スカーディノ (Marjorie Scardino)**氏は、ピアソン・エデュケーション、ペンギン、及びフィナンシャル・タイムズ・グループで構成される、国際的な教育及びメディア企業である「ピアソン」の副社長である。1997年1月まで、同氏はエコノミスト・グループの最高経営責任者を務めており、また1985年以前は、米国ジョージア州サバンナにある法律事務所のパートナーを務めていた。同氏は夫のアルバート・スカーディノ氏とともに、ピューリッツァー賞を受賞した『ジョージア・ガゼット』紙の創設、発行に携った。2人の間には3人の子供がいる。

## 自分自身を表現しよう： 教育を通じた子どもたちの表現の 自由の促進

執筆者：マージョリー・スカーディノ

**全**世界の人々が、経済や政治に関して自ら判断をしたいと強く望んでいる。それは、私たちが自分自身を表現する自由を切望しているからである。言葉や映像、芸術や音楽、サッカーのような身体的運動や数当てゲームのような知的運動のいずれを問わず、私たちの表現には、私たちのアイデア、私たちの夢、そして私たち自身が抱いているイメージが包含されている。教育の機会や表現の自由のない子どもは、発達することができない。教育の機会や表現の自由は「子どもの権利条約」の目標となっており、また私たち全員を突き動かすべき目標であり、20年間にわたって私たち全員を突き動かしてきたものである。

私の考え方は、民間部門の視点からの、公式、非公式双方の形で人々の教育を支援することにより、60カ国以上の全年齢層の人々が各自の考えを表現できるようにすべく努めている教育及びメディア企業の代表者としてのものである。「自分の意見や判断に対する明確で意識的な見方、それらを構築するにあたっての真実、それを表明するにあたっての雄弁さ、それを促すための力を人に与えるもの、それは教育である」と、宗教及び教育哲学者のジョン・ヘンリー・ニューマンは、かつて1852年に記している。20年前、「子どもの権利条約」は、同様の理念の概要を示した。すなわち、「子どもに教育を受ける『権利』があれば、その子どもは結果として、前文の言葉を借りれば『社会において個人として生活するため十分な準備を整える』のに役立つ、情報へのアクセスや表現の自由を手に入れることになるであろう」と。

「子どもの権利条約」には50以上の条項が盛り込まれているが、ここで私は、3つの領域が持つ力に焦点を絞りたいと思う。すなわち、「教育」、「情報」、及び「表現」である。私たちの会社が始めた特定のイニシアティブは、これらの領域により啓発されるとともに、私たちが——往々にして政府、非政府組織 (NGO) とパートナーシップを組むことになるのだが——どのような役割を果たすべきかを教えてもらった。教育を受ける機会を子どもたちに保障し、そのプロセスの中で子どもたちがさまざまな経験を積めるようにするのが私たちの役割である。

よく知られている3つの例を以下に示す。

アンゴラで、私たちは教育省及びモンテノ言語・識字協会 (南アフリカの非営利組織) と協力して、100万人の子どもたちに、日ごろ家庭で話している言語でありながら、活字では見たことがない現地語で書かれた教科書を提供する取り組みを行っている。この活動により、低迷している識字率が向上することになるとアンゴラ政府は確信している。

英国政府や非営利組織のジャンプスタート、ブックトラスト、ブック・エイド・インターナショナルといったパートナーとともに、私たちは子どもたちの手元に本を届け、それを子どもたちに読んで聞かせるよう親に勧める、大規模なプロジェクトに取り組んでいる。

私たちのウェブサイトのひとつである「Poptropica (ポップトロピカ)」では、90種類の異なる言語を話す70カ国の4,000万人の子どもたちの関心を引きつける方法でゲームと教育を組み合わせ、子どもたちが数学、科学、歴史そのほかの教科の学習に相互に携われるようにしている。

通常私たちは、民間企業の目的というのは利益の追求であり、社会というより大きな世界に注力するのは、あくまでも義務的な側面にすぎないと考える。長期にわたる運営に専心する民間企業は、ほかに経営を支える術がないため、確かに利益によって経営が維持される。しかし私たちの会社では、奉仕する社会的目的が原動力となっており、そ

## 「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、民間部門は、子どもの権利条約が、市民の中に新たな世代を育てている力に感謝し、また、子どもたちが社会の手本であることを思い起こさせてくれることに感謝している。

れによって会社の存在意義が明らかにされている。教育と情報を通じて子どもたちが考え方を広げ、自分の考えを表明できるように支援することが、私たちの目的の大きな部分を占めているのである。

「子どもの権利条約」の中の「表現の自由」という目標の達成を支援しようとしているすべての組織（民間部門及び公共部門を問わない）が直面している問題が、当然のことながら、存在する。すべてのメディアがそうであるように、民間の放送局及び新聞社は、デジタル時代の経済によって圧迫され、変化を余儀なくされている。その影響により、子どもたちに語りかける地方局と番組の双方が削減されることになる可能性がある。現在のこの経済的重圧の中で、多くの国では十分な教育予算を確保することができないでいる。一部の国では、景気刺激策として資金抛出が行われ、重圧の軽減に寄与することになると思われるが、それでもなお削減は行われることになるであろう。世界各国が教師不足に直面しており、そのために教育の改善への多大なる努力が危険にさらされ、2015年までにすべての子どもたちが初等教育を受けられるようにするという、国連のミレニアム開発目標2の実現が危うくなる可能性がある。

こうした問題がもたらす結果を克服しようとするのであれば、私たちは思い切った対策を講じなければならない。とはいえ、今後20年が情報、学習、及び人間の表現の時代になりそうだと期待できるだけの数多くの理由がある。おそらくそうした期待を抱かせる最大の理由は、デジタル革命により、私たちはこれまで決してできなかったような包括的方法で、構想やアイデアを簡単に共有できるようになったことである。先進技術により、大量の良質な教育的コンテンツを、携帯電話やコンピュータを通じて全世界の子どもたちに配信できるようになり、子どもたちが自分の好きな場所で好きな時間に、各自のペースで学習できるようになる。一部の国では、無線技術の普及が地上通信線を追い越しており、以前は経済的及び物理的に疎外されていた遠隔地にまで、教育資材が瞬時に届けられている。

子どもたち自身の社会的ネットワークの構築を許すことは、子どもたちが子どもたちの声を聞く機会を作ることに役立つ。ネットワーク上で集まって互いの話を聞くことは、あらゆる国籍や生い立ちの子どもたちが、かつては目に見えなかったり手が届かなかったりした共通のきずなを作り上げるか、あるいは少なくともそれを見つけるのに役立つ。こうしたネットワークにはいくつかのルールが必要となる場合があるが、それらは社会的交流の強力なツールとなり、人々を分裂させるよりも連携させるものとして注目を浴びるであろう。

当然ながら、どんなに最新のすばらしいソフトウェアでも、教師にとって代わることはできない。毎年何百万人という子どもたちに、事実、数値、理解、刺激、興奮、純粋に不思議な力を提供する生身の人間に代わることはできない。しかしソフトウェアは、教師の職務の一部を自動化することで、教師の数を増やすのと同じ役割を果たすことができる——「子どもの学習ペースや彼らがいづも何を必要としているのか、そのニーズに関する診断情報の収集」、「子どもたちが自分たち自身で学習を評価してそのギャップを埋めることができるようにすること」、「学校や親に、各自の役割を果たすのに役立つ情報を提供すること」といったことである。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、民間部門は、子どもの権利条約が、市民の中に新たな世代を育てている力に感謝し、また、子どもたちが社会の手本であることを思い起こさせてくれることに感謝している。私たちは、「子どもの権利条約」の考え方に刺激を受けたことに喜びを感じ、今後その考え方を促進するために私たちに何ができるかを考えることに喜びを感じる。



© UNICEF/NYHQ2005-1059/Roger LeMoyné

レバノン北東部のベッカー高原にある公立学校のティムニン・エル・タータで、列になって授業を待つ子どもたち。



イシュマエル・ベア (Ishmael Beah) 氏は、1980年シエラレオネ生まれ。ベストセラーになった『戦場から生きのびて——ぼくは少年兵士だった (原題: A Long Way Gone: Memoirs of a Boy Soldier)』の著者である。同氏は、ユニセフ「紛争の影響を受けた子どもたちのための代弁者」、「ヒューマン・ライツ・ウォッチ子ども諮問委員会」のメンバー、「紛争の影響を受けた若者たちのネットワーク (NYPAW)」の共同創設者、そしてイシュマエル・ベア基金の代表である。ベア氏はオベリン大学で政治学の学士号を取得しており、現在は米国ニューヨーク市在住である。

## 子どもの権利： 方向性は正しいが、 実現までは遠い

執筆者：イシュマエル・ベア

「子どもの権利条約」の真価は、子どもの権利が日常的に脅かされたり侵害されたりしていない国々では、必ずしも十分に評価されていないかもしれない。私は、長年にわたって恐怖、死、及び人権侵害に侵食されてきたシエラレオネで暮らしたからこそ、子どもの権利に取り組む、具体的で、法的拘束力のある国際文書の必要性を理解するようになった。内戦がくり広げられた時代に子ども時代を過ごした私は、家庭や社会の仕組みを破壊しつくした紛争で戦うことを余儀なくされた。そこでは人権侵害が当たり前に行われていたが、「子どもの権利条約」の履行に専心するいろいろな組織の取り組みを通じて、ようやく私は紛争から解放されることになった。その後、シエラレオネを離れてから、私は武力紛争の影響を受けている子どもたちの代弁者として活動するようになった。「子どもの権利条約」とその2つの選択議定書は、私がつ子どもたちの権利について話すための強力なアドボカシー基盤となっている。

私が「子どもの権利条約」に初めて触れたのは、1996年に初めて渡米したときであった。私は、ユニセフとノルウェー・ピープルズ・エイドが主催した、紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する会議に出席するために国連を訪れた。この会議では、子どもの権利に関する話し合いに子どもたちを参加させることの重要性が認識され、その年に発行された「マシュエル・レポート」(武力紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する革新的な調査研究)の中で指摘された理念の多くが会議の中に組み込まれた。

会議の間に私は、武力紛争によって直接的に影響を受け、私同様、「子どもの権利条約」で明示されている子どもの権利に初めて触れた56人の子どもたちと会った。当時私は16歳で、この知識が——とりわけ紛争で荒廃した国々から来た子どもたちにとって——いかに私たちの生命の価値と人間性を改めて呼び覚ますものであったかを覚えている。そのとき、私は子どもたちの権利の唱導者として活動することを決心し、「子どもの権利条約」に関する認識を広める決意をしたのである。

1990年代に「子どもの権利条約」が幅広い支持を得るようになるまでは、子どもの権利に関して一般の間で議論することは難しく、そうした議論が行われるのは極めてまれなことであった。条約の幅広い履行を実現するためには、やらなければならないことがたくさんあることは明白であるが、「子どもの権利条約」が発効したことにより、国家レベルでのモニタリング(監視)及び説明責任の仕組みを設置するための準備が整った。「子どもの権利条約」の条項や理念の多くが国の法体系に組み込まれれば、子どもや若者たちに、いつか自分たちの権利が実現する日が来るだろうという希望をもたらす。私は全世界を飛び回っている間に、いったん子どもたちがこうした権利の存在を知ると、彼らは熱心にその実現を求めようになり、共通の法的基準を整備することの重要性を表明するようになるのを見てきている。「子どもの権利条約」の存在を知ると、子どもたちは自国の政府に対して、自分たちの権利を具体的に実現するよう求めるようになるのである。

「子どもの権利条約」は、幅広い経済的、社会的、市民的、文化的、及び政治的権利を包含する54の条項からなっており、それらはいずれも、子どもの権利のための強力な包括的な枠組みを作り上げるのに寄与するものである。自分の経験から——当初は自分の権利が踏みにじられたことを自覚したひとりの子どものとして、そして現在は子どもの権利の唱導者として——責任の基本範囲を決める特定の条項というものがある。それに基づいてほかの条項が運用されるのだと確信している。

そうした条項のひとつが第6条で、そこでは、すべての政府は「子どもの生存及び発

## 「子どもの権利条約」の条項や理念の多くが国の法体系に組み込まれれば、子どもや若者たちに、いつか自分たちの権利が実現する日が来るだろうという希望をもたらす。

達を可能な最大限の範囲において確保」しなければならないと明言されている。人権が保障されていない所では、第6条は、子どもたちに代わって、議員に働きかけるためのツールとなる。これを用いて、子どもたちを紛争から解放し、危害が及ばされないよう保護することができるのである。またこの条項は、子どもたちの発達を守るよう義務付けている。紛争で荒廃した国々では、これにはしばしば人権運動家の存在と努力が必要とされる。私にとっては、シエラレオネに援助団体で働く人たちがいたこと、この条項に明示されている権利が助けとなった。

また私の人生は、第12条及び13条によっても豊かなものとなった。そこでは、子どもや若者たちに、自分たちに影響を及ぼす事柄について自由に考えを表明する権利と、あらゆるメディアを通じてあらゆる種類の重要な「情報及び考えを求め、受け及び伝える」権利が保障されている。これらの条項のおかげで、大勢の子どもたちが、自分たちに影響を及ぼす問題に対する解決策を見つけるため、積極的に参加できるようになった。子どもたちや若者たちが優れた媒体を通じて、率直に発言するよう促し、彼らを政府や国連のパネルに加えることにより、当局者たちは、子どもの権利を抽象的なものとして捉えず、彼らを深く苦悶する人間として理解するようになってきた。

教育を受ける権利について明言した、第28条及び29条についても特筆しておく必要がある。難民や国内避難民が懸命に生活の再建を図っている紛争終結後の国々では、子どもたちには絶対的に教育が必要である。子どもたちや若者たちが学校教育や非公式な学習に参加すれば、紛争や暴力、重労働、あるいは搾取に巻き込まれる可能性は低くなる。教育の欠如は、子どもたちが苦しんでいる数々の不公平な処遇の根本的原因であり、そうした子どもたちが質の高い学校で教育を受けられるようにするために、さらに多くの取り組みを行っていかなければならない。これは特に、若い女の子に言えることである。彼女らは、家事労働、児童婚（若年婚）や若年妊娠、性的暴力、性差別という重荷に苦しんでいるのである。

子どもの権利を完全に実現するための取り組みは、容易な作業ではない。しかしそれは無視できないことである。「子どもの権利条約」は、家族、コミュニティ、政府に対して、世界の22億人の子どもたちをケアし、保護する基本的責任を認め、その責任を果たすよう強く求めている。国際コミュニティは条約の履行において大きな前進を遂げているが、成功を持続させるためには、子ども、若者、コミュニティのより積極的な参加が必要であると私は考える。最終的には、子どもたちが各国の、そして世界の道徳的及び倫理的な未来を決定するからである。だからこそ、彼らの声を聞き入れなければならないのである。



© UNICEF/H008-0823/John Isaac

ナミビアの北部オシャナ地方にあるエヘンヤ初等学校で、ライフ・スキル講座の最後に、「希望の窓」という修了証書を手にする4年生の子どもたち。



タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン (Tan Sri Dato Muhyiddin Mohd Yassin) 氏は、マレーシアの副首相兼教育大臣である。4人の子どもの父親であるヤシン氏は、以前は青少年・スポーツ大臣を務めていた。同氏は、マレーシアの子どもたちが、教室での学習、課外活動、スポーツ活動を組み合わせた、包括的な教育を確実に受けられるよう専心している。

## 教育を通して、遠隔地に住むマレーシアの子どもたちにより良いサービスを

執筆者：タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン

**生**きていく間に最高の教育を受けたいという願望は、すべての人々を結びつける共通の望みである。教育というのは万人の夢であり、すべての子どもたちにさまざまな可能性を秘めた機会の種を授けるものである。それは、ろうそくの明かりで熱心に本を読み、翌日、それを丁寧に通学かばんにしまい込む幼い少女の夢である。それは、都会の喧騒の中で眠りに就く幼い少年の夢であり、また早朝の漁から戻ってくるボートの音で目を覚ます子どもたちの共通の夢である。

今日のマレーシアでは、子どももおとなも、50年以上前に建国の祖によって作られた遺産のおかげで、教育を受けることができている。独立後まもなく、政府は1952年教育令を制定し、教育を基本的権利として尊重することを決定した。この法律により、教育への投資に対する政府の強力なコミットメントの土台が作られ、1995年の同国による「子どもの権利条約」の批准によってそれがさらに強化された。マレーシアでは教育が民主化され、性別、社会的・経済的環境、居住形態、あるいはHIV感染の有無にかかわらず、すべての子どもたちに学校教育を受ける権利が保障されている。無料の義務初等教育に加えて、11年間すべての子どもたちに教育を提供することにより、私たちは「子どもの権利条約」の精神を現実のものへと変えている。

私たちの祖先は、自国を発展させるのに質の高い教育がいかに重要かを認識し、すべての子どもたちが教育を受けると国全体が繁栄するという考えを中心に政策を策定した。教育に対して継続的かつ大規模な政府支出をすることにより、私たちは子どもたちを格差の闇から救い出す不断の努力を行ってきた。

1970年代の高い貧困率が今日の低い比率まで削減されたのは、学校への公共投資のおかげである。1970年には、マレーシアの6歳以上の人々の3分の1が、一度も学校に通ったことがなかった。しかし今日では、マレーシアは普遍的な初等教育の提供という第2のミレニアム開発目標の達成に近づいており、就学年齢にあたるほぼすべての子どもたちが6年間の学習を修了している。

さらに政府は、男女格差をなくす努力も行っており、女性が学校への就学機会だけでなく、男性と同様にあらゆる企業や政府機関への雇用機会も確保されるよう努力している。これらの取り組みは、「児童の人格、才能ならびに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させる」という、「子どもの権利条約」のビジョンを補うものである。

「子どもの権利条約」の要件を達成するための私たちの目標は、子どもたちが少数民族の出身であろうと、特別なニーズを持っている子どもであろうと、あるいは弱い立場にあるコミュニティの出身であろうと、万人に対して公平に教育の機会を提供することである。その取り組み方法のひとつは、親や家族が、自分の子どもに学校教育を全うさせられるだけの資源を確保できるようにすることである。貧しい家庭に対しては、制服と靴を支給する支援プログラム、奨学金、教科書代融資制度、授業料券、栄養補給及び学校用牛乳プログラム、校内保健施設、ならびに寄宿制学校を通じて、支援を提供している。

私たちはすべての子どもたちが就学を果たすという面では、大きな前進を遂げているが、現在わが国が直面しているより困難な課題は、最も弱い立場にある子どもたちに対して質の高い教育へのアクセスを保障することである。教室を設置してそこに子どもたちが通えるようにすることに加えて、権利を奪われた子どもたちに質の高い教育を提供するためには、子どもたちの能力及び社会経済的地位の格差をきちんと見極めることも

## 教育に対して継続的かつ大規模な政府支出をすることにより、私たちは子どもたちを格差の闇から救い出す不断の努力を行ってきた。

必要となる。こうした問題に取り組むには、自分でアクセスし、自分で決定し、自分のペースで行うことのできる学習が重要となる。

マレーシアは、教育がますますグローバル化しつつある世界に適合した、魅力あるものになるよう、情報通信技術（ICT）を利用して新しい道を開拓している。政府のスクールネット・プロジェクトのおかげで、マレーシア全土の半数以上の学校がコンピュータ・ラボを設置しており、ほぼすべての学校がインターネットへのアクセスを装備している。

しかしながら、ICTインフラの構築は最初の一步にすぎない。私たちのより広範なビジョンは、21世紀の知識とスキルに対する欲求を呼び起こしてこれを助長するよう、学習に先進技術を取り入れた「スマート・スクール」モデルに、教育システムを転換させることである。私たちは、初等及び中等学校でICTを使いこなすための知識を教えることにより、思考力、創造力、思いやりを刺激する子ども中心のシステムに、このアプローチを統合しているところである。さらに私たちは、88校の試験的スマート・スクールを通じて、また特別支援学校に聴力障害者や視覚障害者用のコンピュータと教育用ソフトウェアを備え付けることによって、総合的な教育システムを導入している。

先進技術を取り入れた教育を実施するには課題がないわけではなく、インフラ開発と最先端技術の最前線にとどまり続けることはもとより、こうした先進的な学習ツールに対するアクセスと公平性を提供するためには、膨大な資源が必要となる。こうしたハードルを乗り越えるひとつの方法は、民間部門と戦略的パートナーシップを結ぶことである。こうした協働努力は、コミュニティの関心を引きつけるだけでなく、子どもたちが従来の教育内容を超えて各自の視野を広げる刺激的な機会にもなる。

政府が着手しているそうしたプロジェクトのひとつに、マレーシアで最初のケーブル・テレビ局「アストロ」との協力があり、東マレーシアの最奥地に住む子どもたちにまで世界の姿を届けようとするものである。このパートナーシップにより、私たちは人工衛星を通じて学習コンテンツを発信し、子どもたちに移動式学習トラックを通じて科学や先進技術と触れ合う機会を提供している。

先進技術とアイデアの移転によって世界がますますつながっていくにつれて、包括的な教育が全世界の子どもたちにとって現実のものとなりつつある。しかし、年齢、性別、人種、民族、あるいは社会経済的地位にかかわらず、すべての子どもたちに確実に学習の機会が提供されるようにするには、たくさんの課題がある。

マレーシアでは、教育はもはや遠い夢ではなく、すべての子どもたちに対して私たちが約束した事柄である。「子どもの権利条約」を利用して、私たちは最も弱い立場にある子どもたち、そして遠隔地に住む子どもたちをケアするための取り組みを、力強く推進していくつもりである。私たちの望みは、自国の子どもたちのためにより良い未来を構築し、その子たちが、今度は、世界全体のためにより良い未来を作ってくることである。



マレーシアのサバ州ティンバン島にあるティンバン島初等学校で、ミニコンピュータを使って共同で作業を進める子どもたち。

© UNICEF/NYHQ07-2773/Palati Mohan



イ ヤンヒ  
**李 亮喜 (Yanghee Lee)**  
 教授は、子どもの権利委員会の現委員長である。同氏は2003年から委員会のメンバーを務めており、2007年5月と2009年5月の二度にわたって委員長に選出された。韓国籍の李教授は、1991年から成均館大学で教鞭をとっている。同氏は2007年年間最優秀女性賞(韓国)をはじめ、数々の表彰や賞を授与されている。

## 参加と法令遵守： 子どもの権利委員会

執筆者：李 亮喜

「**見** 子どもの権利に関する宣言」の採択50周年、及び「子どもの権利条約」の採択20周年にあたる2009年は、子どもたち自身、ならびにそうした子どもたちとともに、また子どもたちのために活動するすべての人々にとって記念すべき年である。法的拘束力のある文書としての「子どもの権利条約」のおかげで、子どもたちの権利の基準を設定することができ、子どもたちの権利の促進及び保護に向けた組織的な能力育成を促すことができた。「子どもの権利条約」は、子どもたち自身に影響を及ぼす問題に関する公けの討議や政治的な討論に子どもたちを参加させるよう求めることで、子どもたちと、彼らが社会における対等な参加者として行う主張を、より明確に認識できるようにしている。「子どもの権利条約」が発効して以来、数多くの国々が立法改革を行い、自国の憲法に子どもの権利に関する条項を盛り込んでいる。

「子どもの権利条約」の遵守に課題がなかったわけではない。子どもたちは紛れもなく当然の権利を持つ者であるという概念は、世界各地の多くの社会にとって、容易に受け入れられるものではない。同様に、「子どもの権利条約」に謳われている権利が司法判断になじむのかという議論も、引き続き行われている。しかし、こうした課題があるにもかかわらず、条約の成功は否定できない。「子どもの権利条約」の採択20周年を記念するにあたり、子どもたちが直面している新世紀の脅威に適応しなければならないことを認めつつも、「子どもの権利条約」が子どもたちの権利を向上させてきた数々の方法を称賛することは重要である。

「子どもの権利条約」のより効果的な履行方法のひとつとなったのは、国際的法体系や各締約国の国内システムに条約が統合されているかどうかをレビューする、専門家を集めた独立機関を設置したことであった。子どもの権利委員会は1991年に最初の会合を開き、それから18年後の第51回会合の時点で、「子どもの権利条約」の遵守に関して333件の国家報告書をレビューし、「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」の遵守に関して47件の国家報告書、「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」の遵守に関して35件の国家報告書をレビューしている。

「子どもの権利条約」と子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する極めて重要な国際的活動を喚起する源として、引き続き不可欠な役割を果たしている。年に一度、子どもの権利委員会は、子どもたちの権利の特定分野の詳細な分析に専念する「一般討議の日」を開いている。この慣習は1992年に始まり、当初は武力紛争に巻き込まれた子どもたちに関する討議が行われたが、この結果、国連事務総長は、武力紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する主要調査を委託することとなった。その成果として、グラサ・マシェル氏による革新的な報告書が発行され、紛争地帯の子どもたちに対する資源投入の面で、国連及びその加盟国政府に大変革を引き起こした。さらに、この一般討議の日がきっかけとなり、国連「子どもに対する暴力に関する調査報告書」が作成され、世界各国の子どもたちがさらされている暴力の規模と程度が明らかにされた。

また子どもの権利委員会は、「子どもの権利条約」に謳われている特定の権利やテーマについての解釈を示す「総括所見」も公表している。これは、締約国が「子どもの権利条約」のもとでどのような責任を有するかに関するガイダンスを提供するとともに、法令遵守の強化も狙ったものとなっている。これまでで最も影響力の大きい所見のひとつは、締約国が「子どもの権利条約」を理解し履行する際に採るべきいくつかの方法を特定した総括所見5である。この総括所見では、締約国の政府に対して、既存の国内シ

## 私たちが引き続き取り組んでいかなければならないのは、子どもたちの尊厳が確実に守られるようにし、国に対して、子どもたちの権利の侵害を防ぐ義務を物質的、道徳的な面から、明確に規定させることである。

ステムの中に子どもの権利と保護について正式に明記するよう強く促している。その公表以来、多くの国々が、「子どもの権利条約」に対する制限を撤回し、子どもたちを擁護する姿勢を明確にするとともにそれに関する政策を管理する調整機関やオンブズマン事務所を設置し、そしてそれらを意思決定プロセスに参加させ始めている。

「子どもの権利条約」に謳われている人権条項に関する最新の解説は、意見を聞いてもらう子どもの権利に関する総括所見12（2009年）である。「子どもの権利条約」自体には、「参加の権利」に関する具体的な言及はないが、この総括所見が対象としている第12条が、「参加権」として知られるようになっている。この総括所見が公表されたことにより、「Provision（提供）」、「Protection（保護）」、及び「Participation（参加）」という3つの「P」のうちの3番目の「P」が強化されて、子どもたちが完全に「権利を持つ者」として認識されるようになっている。

子どもたちの参加の拡大を求める動きは、今年に入ってからスロベニアが立ち上げてスロバキアが発展させたイニシアティブによってさらに勢いを増している。人権理事会は、「子どもの権利条約」の第3の選択議定書の採択を探究するための、制約のない作業部会を設置することに満場一致で合意した。この選択議定書では、子どもたちや子どもの権利に関するそのほかのステークホルダー（関係者）が、子どもの権利委員会に苦情を訴えて、権利の侵害に対する異議を申し立てられるようにする、コミュニケーション手順が示されることになる。38カ国を超える締約国がこの作業部会の設置を共同で提案し、2009年末までにジュネーブで最初のセッションが開かれることになっている。作業部会の決定や勧告の内容に関わらず、作業部会が設置されたことそれ自体が、まさに子どもたちの権利が重大な問題として捉えられていることを表している。

今秋、子どもの権利委員会は集中的に、子どもたちの権利の実現の前に立ちほだかる新旧の課題の分析を行うことにしている。193カ国が批准し、19年にわたって締約国からの報告を受けてきた今、子どもたちの状況をよりの確に把握するためのしっかりした評価及び分析の仕組みが必要となっている。私たちが引き続き取り組んでいかなければならないのは、子どもたちの尊厳が確実に守られるようにし、国に対して、子どもたちの権利の侵害を防ぐ義務を物質的、道徳的な面から、明確に規定させることである。これには、子どもたちを商品として扱っている多種多様な形態に対処し、それに関連して子どもたちを正当な権利を持つ者としてみなさない差別に対処するよう、社会に強く求めることが含まれる。締約国は、政策策定プロセスに子どもたちを参加させて、そうした子どもたちの生活に特別な影響を及ぼすプログラムや基準を制定する際には、必ず当人たちの意見を聞いてそれを考慮しなければならない。国が子どもたちをパートナーとして受け入れて初めて、子どもたちの権利がしっかりと根付き、「子どもの権利条約」が子どもたちひとりひとりのために追求している平和と平等が実を結ぶのである。子どもの権利委員会のメンバーは、子どもたちの権利と「子どもの権利条約」の採択20周年を記念する、全世界の国や個人たちと喜びを分かち合いたいと思う。



© UNICEF/ANYHQZ007-0884/Georgina Cranston

スーダン南部の首都ジュバで、「アフリカ子どもの日」を祝う行進の中で、子どもたちの権利の擁護と性的虐待への反対を訴える旗を掲げる少年たち。



**ティモシー・P・シュライバー (Timothy P. Shriver) 氏**は、スペシャルオリンピックスの国際本部会長でありCEO（最高経営責任者）でもある。この主導的地位に就く前、同氏は学習の社会的・情緒的要因に焦点を当てた教育者として活動していた。薬物乱用、暴力、中途退学、十代の妊娠の防止における同氏の取り組みが、「ニューヘブン・パブリック・スクールの社会発展プロジェクト」の構築につながった。これは、学校を中心にした主要な防止活動と考えられている。同氏は外交問題評議会のメンバーでもある。

## 心の動き：知的障害のある子どもたちの立場向上を

執筆者：ティモシー・P・シュライバー

20年前、「子どもの権利条約」が、全世界の子どもたちの権利、能力育成（エンパワーメント）、尊厳に関して新境地を開いた。子どもたちの権利が明確に示されたおかげで、子どもたちに対する見方、尊重の仕方、処遇の仕方について、あらゆる面での見直しが促進された。今では明白なことのようだが、「子どもの権利条約」は、子どもたちが重要な存在であり、すべての子どもたちは生まれながらに人権を持っていることを主張した、最初の国際的な文書だったのである。

「子どもの権利条約」が採択される20年前のこと、小さな動きが生まれた。それは、最終的には条約に盛り込まれることになった事柄である。全世界の競技場で、スペシャルオリンピックスがシンプルなメッセージを携えて、知的障害のある子どもたちやおとなたちを温かく迎え入れ、スポーツで身体を鍛えたり競い合ったりする機会を提供した。そのメッセージというのは、「知的障害のある人々にも機会を」というものであった。

40年間にわたり、スペシャルオリンピックスはスポーツを、知的障害のある人々の健康増進と能力育成（エンパワーメント）のために使い、コミュニティを変える促進剤として使っている。今日では、毎年300万人以上のアスリートたちが、3万を超えるイベントに参加している。知的障害のあるアスリートたちが社会の期待の低さに反骨心を燃やして、チャンピオンの座に就いたときにはいつも、彼らはスポーツでの偉業だけでなく自分たちの人間性も主張する。

悲しいことに、知的障害のある子どもたちのほとんどにとって、「子どもの権利条約」によって約束された充実した生活は、いまだ実現されないままである。世界のほぼすべての国々がおしなべて「子どもの権利条約」を批准しているものの、その基本理念は、全般的に見て、まだコミュニティや社会に取り入れられていない。知的障害のある人々に対する姿勢は、依然として否定的で厳しいものである。制度化されたケアは、今なお基礎ケア・モデルのままであり、多くの場合それは人間としての温かみに欠けたものである。教育及び雇用の機会は、依然として限られている。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、全世界で政府及び個々の市民が、その履行に向けた取り組みの強化を求めることが不可欠である。私は、法的枠組みを超えて社会的運動を創出する、新しい参加モデルが必要であると考えている。政府だけでは、コミュニティを変えるために必要なすべての取り組みをこなすことはできない。法律の中で基準を制定することと、人々の心の中に基準を制定することは、まったくの別物である。「子どもの権利条約」の本当の実現は、知的障害のある子どもたちが、社会的疎外や差別に直面しているほかの子どもたちとともに、文書の上だけでなく日常生活の中でも、尊厳と公正さをもって処遇されて初めて成し遂げられるものである。

これは容易にできることではない。第一に、人権に関する言葉を知的障害のある人々のための変革運動に変えるという、明らかな問題がある。知的障害のある子どもたちに対する偏見というのは露骨に表されることがないため、障害者の尊厳を傷つける行為は見過ごされるケースが非常に多い。そのような子どもたちは権利というものに対して見方を変えることが必要である。それは自尊心と正当さを要求する力が、根強い差別に対して自分たちの存在を主張すること以上に必要とされるからである。

障害のある子どもたちの権利のコンセプトを見直すことに加えて、各個人やコミュニティが「子どもの権利条約」の強力な支持者になることが緊急に求められている。政治的基準や司法的基準でしか定義されていない権利では、社会的・文化的な障害に阻まれている信念を促進することはできない。知的障害のある人々の権利の未来には、新しい

## 知的障害のある人々の権利の未来には、新しい積極的なメッセージが必要であるが、それに対して私たち全員が責任を持たなければならない。

積極的なメッセージが必要であるが、それに対して私たち全員が責任を持たなければならない。「子どもの権利条約」のもとで各個人がパートナーにならないと、いつまで経っても変革はるか彼方の夢のままである。

私はこれまで、そのほとんどが知的障害のある子どもたちに向けられた、差別や恥辱の体験談を数え切れないほど聞いている。校庭、夕食の席、街角といった至るところで「知恵遅れ」というようなのしりが浴びせられ、あとに残された子どもたちは悲痛な涙と絶望的な孤独感に苛まれる。世界各地で、数知れない子どもたちが暗い施設のコンクリートの床に座り、孤独という監獄に追いやられている。どの国にも、自分の子ども自身を恥じるよう忠告されたことがある親たちが大勢いる。私は幾度となく、なぜそのようなことが起きるのかを知らされ、なぜ知的障害のある子どもたちを歓迎することが非現実的なことであるかを伝えられている。確かにそれには数々の理由がある。しかし正当な理由はひとつもない。

子どもの権利の実現に向けた運動で私たちが必要なのは、心の動きである。それは知的障害のある子どもたちのためのものではなく、そうした子どもたち自身とともに主導していくものになるであろう。それにより、何十億人という人々が、「排除」という言葉を捨て去り、人類の多様性を尊重し、子どもたちひとりひとりのすばらしさを認識するようになる。また、基礎教育が、それぞれの子どもたちにとっての権利となる。さらに、「Disability（障害）」というような言葉が、私たち全員が生涯を通して持ち続ける、相違点を称賛する「Diffability（個性的相違性）」といった新たな構成語に置き換えられるようになる。

最終的には、子どもの権利の実現に向けた心の動きが、「子どもの権利条約」がもたらす最も強力な財産となるかもしれない。起草から最終的な採択までの数十年間を通して、「子どもの権利条約」は史上初となる偉大な足跡を残した。国家のコミュニティが、すべての子どもたちの尊厳と本質的な価値を認めたのである。これは、同じく史上初となるもうひとつの出来事で完遂されることになる。それは、市民から成るコミュニティが、例外や制限を設けることなくすべての子どもたちの価値を称賛することである。これが実現したとき、次のような古くからの言い伝えが現実のものとなる——「家を建てる者たちの見捨てた石、それが礎の石になり、目を見張るほどすばらしいものとなっている」。



© UNICEF/UNYHQ/1996-1.055/Tourounji

エジプトの港町アレクサンドリアにあるダル・エル・ハナン（慈悲の家）障害児童福祉センターで、療法士の助けを借りて、スウェットシャツをハンガーに掛ける練習をする少女。



**アワ・ンディエ・ウェドラオゴ**  
(Awa N'deye Ouedraogo)  
氏は、国連子どもの権利委員会の前メンバーで委員長も務めた。同氏は、国連とブルキナファソ政府の双方に対するアドバイザーとして幅広く活動している。ウェドラオゴ氏は、ソルボンヌ大学で言語学研究の上級学位を取得している。

## 子どもの人身売買の根絶： 協働努力が鍵

執筆者：アワ・ンディエ・ウェドラオゴ

**国**連「子どもの権利条約」は、子どもたちの保護を明確に謳った、人権に関する最初の国際的合意であった。子どもたちの権利に対する法的承認の必要性について各国とも十分に同意していたため、まだ比較的年数が浅いにもかかわらず、「子どもの権利条約」は現存する条約の中で最も幅広く批准されている国際的な文書となっている。国連総会で採択されてから20年間にわたり、「子どもの権利条約」はそれ自体が「成長」しており、子どもの権利という概念が固まるのに伴い、青少年を保護する必要性が、各国政府及び地域組織や国際組織にますます認識されるようになった。

子どもの保護の決定的な重要性に対する認識が高まったことにより、「子どもの権利条約」に2つの選択議定書が追加され、子どもの権利に対するモニタリング（監視）が強化され、条約が各国の法制度に組み込まれてきている。「子どもの権利条約」の採択20周年を記念し、それが全世界の子どもたちの日常生活にもたらしている変化について考察するときがきた。

「子どもの権利条約」の履行は、子どもの権利委員会によってモニター（監視）されている。すべての条約締約国は、5年ごとに委員会に報告書を提出し、委員会が各国における子どもたちの処遇を分析できるようにする義務を負っている。子どもの権利委員会の設置以来——私は2000年から2001年にかけてこの委員会の委員長を務めた——各国政府から提出された報告書では、「子どもの権利条約」によって世界の多くの子どもたちの生活に、前向きかつ持続可能な変化をもたらされていることが示されている。

子どもの権利委員会が把握するところでは、「子どもの権利条約」が発効して以来、大勢の子どもたちが、自分たちの有する権利について知るようになった。これによって子どもたちは、仲間、親、コミュニティの間で、子どもたちの問題に関する意識を高めることができるようになってきている。またこうした子どもたちの多くは、自分たちの権利を主張する方法と、その知識を利用して虐待、搾取、ジェンダー差別と闘う方法も理解している。

私の経験から言えば、「子どもの権利条約」は、弱い立場にある子どもたちをさまざまな政治的、社会的、及び経済的不正から保護するための、最も重要なツールである。自らの権利の主張に携わる若者が増加したことに加えて、「子どもの権利条約」により、締約国が青少年に焦点を当てた財政支援やプログラムを提供することができるようになってきている。こうした取り組みにより、予防接種プログラムから、HIVと共に生きる子どもたちに対する専門的治療の提供、教育・保健サービス、さらには飲料水や衛生施設（トイレ）へのアクセスの向上に至るまでの、幅広いイニシアティブが首尾よく構築されるようになってきている。こうした取り組みを通じて、子どもたちの身体的な健康が向上しており、子どもたちの心的、精神的、情緒的な成長に重点を置くことができるようになってきている。

「子どもの権利条約」により、世界の子どもたちの処遇は大きく改善されているが、子どもの権利の中には、やるべきことが残されている領域がいくつかある。ひとつの重大な問題は子どもの人身売買で、これは毎年推定120万人の子どもたちに影響を及ぼしている、深刻な人権侵害である。人身売買を行う人たちは、しばしば親の同意のもと、不利な立場にある子どもたちを家庭から連れ去っていく。そうした親たちは、自分の子どもにとってより良い未来を確保してやろうとして、知らず知らずのうちにあいまいな約束をしてしまうのである。いったん人身売買を行う者たちの網にかかると、子どもたちは深刻な虐待、搾取、基本的人権の侵害にさらされることになる。そうした

## 私の経験から言えば、「子どもの権利条約」は、弱い立場にある子どもたちをさまざまな政治的、社会的、及び経済的不正から保護するための、最も重要なツールである。

子どもたちは法的保護を受けられず、また家族から引き離されたことにより、児童婚（若年婚）、児童買春、児童労働、あるいは武力紛争への参加を強要されやすくなるのである。

こうした虐待の存在を自覚している関係政府は、子どもの人身売買を防ぎ、それと闘うための対策を導入しつつある。しかし残念ながら、そうした法律や政策は、悪しき慣習を撲滅するまでには至っていない。人身売買を行う人たちは、しばしば政府の人身売買防止の取り組みを把握しており、そのような取り組みが行われている国では、その裏をかくことができるのである。人身売買に伴うさらなる悲劇は、そこから解放された子どもたちが十分あるいは適切なケアや治療を受けていないことである。そうした子どもたちは通常、心に傷を残すような衝撃的体験を回復する機会もなく家族のもとに送り返され、家庭に戻ったときに、偏見、差別、拒絶、追放といった場面に遭遇する可能性がある。

多くの締約国が、子どもの人身売買と闘うための二国間協定や地域協定に調印しているが、そうした協定には適切なモニタリング（監視）及び評価システムが欠如している。さらに、貧困や失業への取り組みが行われなければ、人身売買を根絶するためのプログラムは、そうした子どもたちの搾取に対する短期的な解決策を提供するのみに終わってしまう。子どもの人身売買の問題と効果的に闘うためには、政府は「子どもの権利条約」の法的及び社会的義務を基盤にして、悪しき慣習の禁止に向けて包括的な見方で法律を見直す必要がある。

さらに、子どもの人身売買が存在することへの一般市民向けの情報告知プログラムを実施し、その中で、弱い立場にいる子どもたちへの教育に特に重点を置くことが必要である。人身売買を行った者は速やかに処罰し、子どもたちを虐待する恐れのある人々に対しては、世界中の政府が子どもの保護の問題を深刻に考えていることを知らしめなければならない。また貧困を削減・根絶するための総体的戦略を策定すれば、国は人身売買や子どもたちに対するあらゆる形態の暴力の社会的決定要因に対処することもできるはずである。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、私は子どもの人身売買に直面しているすべての政府に対して、世界の子どもたちの搾取に終止符を打つための、国家及び国際レベルでの果敢で協調的な対策を講じるよう強く訴えたい。子どもの人身売買の慣習が続いていることにより、子どもの権利の促進が危険にさらされ、「子どもの権利条約」が批准されて以降に成し遂げられた成果が台無しにされつつある。私の願いは、政府、国際組織、及び個々の市民が力を合わせることで、子どもの権利が真に、また効果的に促進され、子どもの人身売買が根絶されることにある。



© UNICEF/UNHCR/2007-1671/Giacomo Pirezzi

イエメンの町ホデイダにあるティハマ開発局で、子どもの人身売買防止に関する研修会に参加する政府職員。

# 子どもたちを欧州連合の中心に位置づけ



ジャック・バロー  
(Jacques Barrot) 氏  
欧州委員会副委員長、同司  
法・自由・安全担当委員

## 子どもたちの権利に関する包括的戦略

子どもたちの権利の促進は、欧州委員会の委員を務める私にとって主要な優先事項である。子どもたちが各自の潜在能力を最大限に開花できるように支援するという努力目標を達成することは、私にとって重要な目標である。欧州委員会報告書の「子どもの権利に関するEU戦略に向けて」では、国内及び対外政策の中で、子どもたちの権利を守るための包括的戦略を確立するよう提案している。

あらゆるタイプの暴力から子どもたちの保護を向上させるとともに、近代科学技術によってもたらされる新たな脅威に迅速に適応するための、具体的措置が取られている（行方不明の子どもに関する欧州全域共通のホットライン電話番号 [116 000] など）。現在子どもたちは、「オンライン・プレデター（インターネットを通じて他者に危害を加える者）」によるネットいじめやデータ改ざんといった、これまで存在しなかった新たな危険に直面している。今年に入ってから私は、人身売買、子どもたちの性的搾取、及び子どもポルノに対する闘いを強化するため、これらのリスクを考慮に入れた2つの法的措置を提案した。

提案の目的は、EU加盟国間の連携を強化して、ある国で起訴された性犯罪者は別の国でも子どもたちにかかわる職業には従事できないようにすることにより、性犯罪者の再犯を防ぐことにある。さらに、それらの提案は、犯罪に対する厳罰化を促進し、被害に遭った子どもが加害者と対面することなく法廷で証言できるようにし、また市民社会、政府、及び国の刑事司法当局間の連携の必要性を強化するものである。

「子どもの権利条約」の採択20周年は、子どもたちが私たちの民主主義社会の将来的な設計者になれるように、子どもたちをあらゆるタイプの脅威から保護すべく共に行動しようという、私たちのコミットメントを改めて確認する機会である。

## 理想的な贈り物

「子どもの権利条約」の採択20周年を祝うための理想的な贈り物は、子どもたちの権利に対するコミットメントを示す明確な証として、欧州共同体（EC）が同条約に署名することであろう。ところが残念ながら、「子どもの権利条約」は、地域レベルの機関が「子どもの権利条約」に署名することを認めていない。しかしこうした制限があるにもかかわらず、EUは事実上、「子どもの権利条約」の権威を尊重している。

EUの課題は、子どもたちが開発活動や人道支援活動での単なる付け足しとして考えられないように、本来宣言した目的を果たすことである。世界最大の開発援助提供者として、ヨーロッパはこうした変革を推進することができる。EUは、「子どもの権利条約」の履行に寄与する、子どもたちの権利に関するいくつかの政策を推進しており、その例として、基本サービス及び子どもの保護システムの重要性に重点を置いた、人権を中心とした包括的なアプローチなどがある。

将来の世代の繁栄を危険にさらしている現在の世界的な金融危機を考えると、子どもたちを私たちのパートナー関係の中心に置くことが、これまで以上に適切となっている。子どもたちは特に景気後退の影響を受けやすいことを歴史が示している。子どもたちは、しばしば学校を辞めさせられて働かされたり、あるいは食料が乏しくなると栄養不良に陥ったりするからである。これは子どもたちの発達に永続的な影響を及ぼして、将来的に社会全体に重大な影響をもたらす恐れがある。EUは、パートナーが社会サービス支出を確実に維持するようにして、こうした危機に対応するのを熱心に支援しようとしている。

ヨーロッパでは子どもたちの権利に関して前進が見え始めており、「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、こうした取り組みがさらなる実を結ぶことになると私は期待している。



ルイ・ミシェル  
(Louis Michel) 氏  
欧州委員会開発・人道援助  
担当委員



ハビエル・ソラナ  
(Javier Solana) 氏  
共通外交・安全保障政策上  
級代表、欧州連合理事会事  
務総長



ベニータ・フェレーロ＝  
ヴァルトナー  
(Benita Ferrero-  
Waldner) 氏  
欧州委員会対外関係・欧州  
近隣政策担当委員

## より強い子どもたちを育て、より強い社会を構築する

「子どもの権利条約」は、子どもたちについての新しいビジョンをもたらし、子どもたちには独特の配慮が必要であり、また子どもたちはその親の所有物でもなければ、無力な慈善行為の対象でもないことを認めた。代わりに、「子どもの権利条約」では子どもたちを、それぞれ自分の権利を持つ人間であると認定している。

「子どもの権利条約」は、国内、地域、及び国際レベルでの子どもに関する政策の促進において、主要な役割を果たしている。これはEUに創造的の刺激を与える主要な源となっている。EU基本権憲章では、子どもたちの権利を明確に認め、子どもたちの最善の利益を考慮に入れた行動を採るとともに、そうした子どもたちの考えを考慮に入れるという、ECの義務を改めて明言している。2003年にEUは、武力紛争が子どもたちに及ぼす短期的、中期的、及び長期的影響に取り組むための、「子どもたちと武力紛争に関するガイドライン」を採択した。2007年のEUの「子どもの権利の促進及び保護に対するガイドライン」では、子どもたちの権利の促進及び保護を、対外的な人権政策の中で優先的課題とみなすという、EUの決意を明言している。

これらをはじめとする種々の成果にもかかわらず、やる事がまだ数多く山積している。子どもたちに投資することにより、人権侵害に対する受け身の姿勢や、無関心が存在する余地のない世界に向けた基礎が築かれると、私は固く信じている。「子どもの権利条約」の規範的かつ倫理的枠組みは、前に進んでいくための強力な基礎である。子どもたちが参加できるようにすることにより、私たちはより強い子どもたちの育成に貢献することになり、そしてそうしたより強い子どもたちは、より強い社会、そして最終的により良い世界を構築できるようになることを私たちは知っている。

## 子どもたちのいるべき場所： 子どもたちを政治課題の上位に位置づける

「子どもの権利条約」がもたらしている主要な効果は、EUを含めた国際的な関係機関が、子どもたちの権利を各自の政治課題の上位に位置づけるようになったことであると私は考える。ヨーロッパは、子どもたちの権利に対して強力なコミットメントを表明しているが、政治レベルでの前進は、具体的な行動によって補完されなければならない。EUには、パレスチナ自治区のガザにおける学校の建設からスリランカにおける緊急事態時の救援に至るまで、長期にわたって子どもたちに支援を提供している実績がある。

EUは、「子どもの権利条約」と同じ理念に基づいて行動している。私たちがパートナーの国々と協力して、清潔な水や衛生施設（トイレ）、教育を利用できない子どもたちや、あるいは紛争地帯に住んでいる子どもたちの苦しみを軽減するのに役立つ、明確で国際的に認められた拘束力のある枠組みを整備したことによって、大きなメリットがもたらされている。

しかし、まだなすべきことが数多く残されている。子どもたちの参加を実現することが主要な課題である。私は最近、EUの職員から、子どもたちとの共同作業が、その職員らにとってどれだけ実りあるものであるかということを手伝われた。その場で、子どもたちは職員たちと対等の立場で、子どもたちの権利に関する話し合いを行ったのである。子どもたちの意見に耳を傾けることにより、私たちはそうした子どもたちの能力育成を図ることができる。これは、私たちの誰もが、よりうまくできることであると私は考えている。すなわち、子どもたちに影響を及ぼす政策に関する話し合いに、当人たちを参加させるということである。

「子どもの権利条約」の採択20周年は、私たちの取り組みの中心にあるもの、すなわち世界中の子どもたちに対するコミットメントを改めて確認し、世界中のすべての子どもたちが自身の権利を存分に行使できるようになるまで、休むことなく活動を続けていくことを断言する機会である。

各欧州連合委員の論文の全文は、ユニセフのウェブサイト [www.unicef.org/rightsite](http://www.unicef.org/rightsite) で閲覧することができる。